

## 平成28年6月文京区議会定例議会追加提案事項

- 1 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1412頁）
  - (1) 提案理由 月額報酬の支給方法に係る規定を整備するため、提案する。
  - (2) 改正内容
    - ア 月額報酬を受ける委員が死亡した場合における報酬の支給方法を月額支給から日割支給に改める。（第3条第1項第2号）
    - イ 月額報酬を受ける委員が月の初日（月の中途においてその職に就いた場合にあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れた場合にあつては、その職を離れた日）までの間にわたり、疾病その他の事由によりその職務を遂行することができないと認められるときは、その月分の報酬は支給しないこととする。（第3条第4項）
  - (3) 施行期日 公布の日
  
- 2 文京区印鑑条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4504頁）
  - (1) 提案理由 個人番号カードを用いた印鑑登録証明の交付を実施するため、提案する。
  - (2) 改正内容  
印鑑登録の証明を受けようとする者は、規則で定めるところにより、利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードを利用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができることとする。（第19条の2第1項）
  - (3) 施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
  
- 3 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2888頁）
  - (1) 提案理由 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、多子世帯等を対象とした利用者負担の軽減措置に係る規定を追加するため、提案する。
  - (2) 改正内容
    - ア 扶養義務者等又は扶養義務者等と同一の世帯に属する者が、児童（別表第1のD4階層に属する世帯に属する3歳未満の児童に限る。）が保育を受けた月において要保護者等に該当する場合における当該児童に係る徴収基準額は、15,000円とする。（第5条第3項）
    - イ 特定被監護者等が2人以上いる場合において、令第14条の2第1項第1号又は第2号に該当する児童（別表第1のC階層からD4階層まで属する世帯に属するものに限る。）に係る徴収基準額を、第2子については半額と、第3子については零とする。ただし、扶養義務者等又は扶養義務者等と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、第2子について零とする。（第5条第4項）
    - ウ その他規定の整備
  - (3) 施行期日 公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

#### 4 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2966頁）

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）の職員配置に係る特例を設けるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 職員配置に係る特例の新設
    - (ア) 当分の間、児童が少数となる時間帯における保育士複数配置規定を緩和する。ただし、保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。（付則第6条）
    - (イ) 当分の間、小規模保育事業所A型等に係る保育士の配置基準における保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。（付則第7条）
    - (ウ) 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型等が、保育士の配置基準における保育士の数を超えて保育士を確保しなければならないときは、追加して確保しなければならない保育士の数の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、保育士とみなすことができる。（付則第8条）
    - (エ) (イ)及び(ウ)の規定を適用するときは、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。（付則第9条）
  - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴う規定の整備（第28条及び第43条）
- (3) 施行期日 公布の日

#### 5 文京区青少年プラザ条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻4877頁）

- (1) 提案理由 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、中高生の定義に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
中高生の定義に「区内に住所を有し、義務教育学校（後期課程に限る。）に在学する者」を追加する。（第2条第1号）
- (3) 施行期日 公布の日

#### 6 公園再整備工事（文京区立新大塚公園）請負契約

- (1) 契約の目的 公園再整備工事（文京区立新大塚公園）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金1億9,980万円
- (4) 契約の相手方 東京都港区三田四丁目7番27号  
株式会社日比谷アメニス  
代表取締役 小林定夫

#### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から平成29年3月17日まで
- ② 支出科目 平成28年度 一般会計 土木費 公園緑地費

## 7 文京区立根津小学校内装改修その他工事（一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立根津小学校内装改修その他工事（一期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金1億8,792万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号  
山口建設株式会社  
代表取締役 山口巖

### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から平成28年12月28日まで
- ② 支出科目 平成28年度 一般会計 教育費 学校教育費